

暮らしの情報 (5)

「生活福祉資金貸付制度」のお知らせ

緊急小口資金・総合支援資金特例貸付について 申請期限延長【令和4年3月末】

(1) 緊急小口資金

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

(2) 総合支援資金

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

生活福祉資金貸付

福祉資金は、低所得世帯、障害者や日常生活上療養または介護を必要とする高齢者のいる世帯などに対して、資金の貸付と必要な援助を行うことによって、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。

資金を借りる際、世帯状況を把握するため、原則として担当地区民生委員による面接が行われます。また、貸付から返済完了の過程で、民生委員が支援を行います。

所得世帯	世帯の総収入が一定の収入基準を超えないこと (概ね生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7倍程度)
障害者世帯	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方が属する世帯
高齢者世帯	65歳以上の常時介護を要する、療養が必要である高齢者がいる世帯
生活保護受給世帯	生活保護を受給中で、福祉事務所長の許可を得た世帯

教育支援資金

教育支援資金は一定の所得以下の世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸し付けるものです。

(1) 教育支援資金

学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程含む)、大学(短大、専修学校の専門課程含む)、または高等専門学校に就学するのに必要な経費

	高等学校 専修学校(高等課程)	高等専門学校	短期大学 専修学校(専門課程)	大学
限度額(月額)	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円

(2) 就学支度金

高等学校や大学卒業などの入学時に必要な経費

	高等学校 専修学校(高等課程)	高等専門学校	短期大学 専修学校(専門課程)	大学
限度額	50万円(入学時のみ1回限り)			

(3) 返済方法

貸付相談の時に返済の計画を立てます(20年以内)。おおむね、卒業して半年後から返済が始まります。返済計画に基づいて返済していただいた場合は、無利子です。

※お問い合わせは、いずれも旭区社会福祉協議会 ☎045-392-1123